

○中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例

昭和48年10月1日

条例第18号

改正 昭和48年12月25日条例第28号

昭和51年8月6日条例第20号

昭和53年12月25日条例第26号

昭和54年6月14日条例第11号

昭和59年12月19日条例第23号

平成6年12月14日条例第27号

平成10年6月29日条例第25号

平成12年12月22日条例第45号

平成13年3月9日条例第12号

平成14年9月17日条例第34号

平成15年3月11日条例第5号

平成16年6月23日条例第21号

平成18年9月20日条例第27号

平成20年3月10日条例第10号

平成20年6月18日条例第22号

平成21年3月10日条例第10号

平成22年3月9日条例第3号

平成24年3月9日条例第9号

平成25年4月8日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等医療費をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もつて乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「乳幼児等」とは、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の課程を修了する年度の3月31日までの者をいう。

(2) 「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を

監護する者をいう。

(3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(4) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行なわれた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例保険者を含む。以下この条例において同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

(5) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(6) 「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児等
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施

設に入所し、医療の給付を受けている乳幼児等

- (3) 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第3号)の規定により医療費の助成を受ける乳幼児等  
(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(助成の範囲)

第5条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、本町の区域内に住所を有する世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯を除く。)に属する乳幼児等にかかる医療費から食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条の助成は、保護者からの申請に基づき行なうものとする。

- 2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して3年以内とする。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨をすみやかに町長に届出なければならない。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和48年12月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和51年8月6日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。

附 則(昭和53年12月25日条例第26号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月14日条例第11号）

この条例は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月19日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成6年12月14日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

（標準負担額に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成10年6月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第45号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月9日条例第12号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

2 平成13年3月31日以前に現にこの条例による改正前の中富良野町乳幼児医療費助成に関する条例第5条の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の中富良野町乳幼児医療費助成に関する条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月17日条例第34号）

（施行期日）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月11日条例第5号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年6月23日条例第21号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月20日条例第27号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日条例第10号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月18日条例第22号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月10日条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月9日条例第3号）

この条例は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日条例第9号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月8日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

○中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則

平成20年3月31日

規則第5号

改正 平成20年10月1日規則第13号

平成21年1月30日規則第3号

平成22年7月23日規則第8号

平成27年12月30日規則第20号

中富良野町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（平成16年規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、中富良野町乳幼児等医療費助成に関する条例（昭和48年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格者の認定申請）

第2条 条例第4条の規定により、認定申請をしようとする者は、様式第1号による乳幼児等医療費受給資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

（1） 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）

（2） 保護者（乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。）の所得の状況を明らかにする書類

（3） 受給資格者の属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合にあつては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によつて確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給資格者の登録及び受給者証の交付）

第3条 町長は、前条の規定により、認定したものについて様式第2号の乳幼児等医療費給付登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録し、様式第3号の乳幼児等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証をき損又は亡失したときは、様式第4号の乳幼児等医療費受給者証再交付申請

書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

- 3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は7月1日から7月31日まで  
の間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の提示)

第4条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証等を添えて提示するものとする。

(助成の申請)

第5条 条例第6条に規定する助成の申請は、保護者にあつては様式第5号による乳幼児等医療費助成申請書に医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

(助成額の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、審査のうえ支払額を決定し、様式第6号による乳幼児等医療費助成金支払通知書により当該申請者に通知するものとする。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

第7条 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本町に住所を有しなくなつたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条のただし書きに該当するに至つたとき。

- 2 前項の規定に該当するときは、すみやかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第8条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、乳幼児等医療費受給資格変更届(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 加入している医療保険に変更があつたとき。
- (2) 住所に変更があつたとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があつたとき。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日規則第13号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 30 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 7 月 23 日規則第 8 号）

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 30 日規則第 20 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。